奈良県知的財産戦略推進事業 公募型企画提案 業務委託仕様書

奈良県産業振興総合センター

1 業務名

奈良県知的財産戦略推進事業業務委託

2 業務の目的

中小企業の経営戦略において、また経済のグローバル化に対応していくうえで、中 小企業自らが保有する技術、知的財産等を適切に管理・活用する知財マネジメントが きわめて重要であるが、資金、ノウハウ、人材の不足などにより、必ずしも適切かつ 十分に行われていない状況にある。

このような状況をふまえ、知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産の管理・活用に携わる主体となるべき人材の育成と企業意識の啓発及び県内企業における知的財産活用状況の実態把握を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日(金)まで

4 委託上限額

金2,750,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 業務の内容

知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産の管理・活用に携わる主体となるべき人材の育成と企業意識の啓発及び県内企業における知的財産活用状況の実態把握を図るため、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 知的財産に関する意識啓発
 - ① 奈良県産業の将来を担う人材を育成するためのイベント実施
 - (目的) 県内の小・中学生を対象に、知的財産にかかる意識醸成を促す。
 - (内容)子供たちが自らの手で発明や工夫を形にした作品を募集・展示し、優秀作品を表彰するイベントを実施する。
 - ・7月中旬頃までに、県内の全小・中学校に作品の募集案内をする。 (夏休みの宿題等で提出する自由工作品も応募可とする。)
 - 10月18日(金)に審査会を実施する。
 - (近畿経済産業局、奈良県産業振興総合センター、奈良県教育委員会、N HK奈良放送局、毎日新聞奈良支局、日本弁理士会関西会奈良地区会、 奈良県中学校理科教育研究会、奈良県小学校理科教育研究会、(一社) 奈良県発明協会より1名ずつ、計9名に審査を依頼する。なお、審査に 対する謝金が必要となる場合は、受託者で負担すること。)

(審査の視点は下記の通り。

- ・アイデアが加味されていること。また、新規性があること。
- ・アイデアに技術・デザイン的要素が加味されていること。
- ・アイデアにメリット(発明・工夫の効果)があること。
- 作品は丈夫で動作が完全であること。)

(応募された全作品について審査し、優秀な作品を23点選考し、近畿経済産業局長賞1点、奈良県知事賞2点、奈良県議会議長賞2点、奈良県

教育委員会賞2点、奈良県産業部長賞2点、奈良県発明協会長賞2点、 NHK奈良放送局長賞2点、毎日新聞奈良支局長賞2点、日本弁理士会 関西会会長賞2点、奈良県市長会長賞2点、奈良県町村会長賞2点、奈 良県市町村教育委員会連合会長賞2点を決定する。)

- 10月19日(土)~10月20日(日)に展示会を実施する。
- 12月4日(水)に表彰式を実施する。
- (審査会で選考した入賞作品全23点の作者へ、賞状および副賞;賞名入りの盾を授与する。必要な費用は受託者が負担し、賞状は県の指定する機関へ発行を依頼すること。)
- ・入賞作品については、全国規模の発明作品展へ出展する。
- (出展にかかる作品輸送費等は、受託者が負担すること。)
- ※審査会・展示会・表彰式の開催場所は、イオンモール大和郡山を想定。 (会場使用料は不要であるが、机等の必要な備品は受託者で準備し、作品 の搬入出にかかる費用についても、必要に応じ受託者が負担すること。 会場使用については、イオンモール大和郡山・県の担当者と別途打ち合 わせが必要。)
- ※利用可能な会場の日程(イオンモール大和郡山イオンホール)
- ·10月16日(水)~10月21日(月)
- 12月4日(水)
- ② 県内企業を対象としたセミナーの実施
 - (目的)中小・ベンチャーを中心とした県内企業において、知的財産活用推進の主体となる人材の育成を図る。
 - (内容) 知的財産を事業・経営戦略に活かすためのノウハウやスキル向上を目指したセミナーを5件以上実施する。なお、下記(A)(B)にかかるテーマは少なくとも1件ずつ実施すること。また、セミナーについては現地開催に加え、オンラインやアーカイブ閲覧など Web に対応した形式で実施すること。
 - (A)特許庁等による知的財産支援施策(知財総合支援窓口、模倣品対策支援制 度等)に関すること。
 - (B) 特許情報調査・マネジメント・知財取引情報に関すること。
- (2) 県内企業における知的財産活用に関する実態調査
 - (目的) 県内企業の知的財産活用に関する実態を把握する。
 - (内容) 公開情報による出願状況などの調査・分析を行う。さらに、知的財産の出願実績のある企業について、知的財産の管理体制、活用効果、公的機関に求める支援策等を追跡調査 (アンケートやインタビュー調査等) する。
- (3) その他本件業務の遂行に関連する業務

6 事業実施の実績報告

(1)受託者は中間報告として、9月末までの遂行の状況について、10月14日までに奈良県産業振興総合センター所長に報告すること。

報告に際しては、以下の書類を提出すること。なお、様式は指定しない。

• 中間報告書

事業実施の概要、主な事業の実施状況を記載すること。

(2) 受託者は委託事業が完了したときは、その日から起算して8日を経過した日までに事業実施実績を奈良県産業振興総合センター所長に報告すること。

報告に際しては、以下の書類を提出すること。なお、様式は指定しない。

・完了報告書

事業実施の概要、主な事業の実施状況、実施体制、実施の成果を記載すること。

7 実施体制等

本事業を行うため、業務を円滑にできる事業推進体制を整備すること。

8 経理処理

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受託者は一般管理費として、5に記載の業務を実施するために要した経費の合計額に、10%を上限とした一般管理費率を乗じて算出した額を、4の委託上限額の範囲内で、計上する事が出来る。
- (2) 当該業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。
- (3)経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、 事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があっ たときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (4) 委託契約額が確定した結果、委託により発生した収入があるときは、奈良県は 受託者に対し返還を求めることがある。

9 その他留意事項

- (1) 奈良県知的財産戦略推進事業について、その取組状況や成果を公表する場合が ある。
- (2) 本業務実施にあたっては、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、両者協議の上決定する。

以上

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同 法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者につい ては、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準 法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意 継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者 (同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他 の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵 守事項を周知し、遵守するよう指導すること。